

2. (7)農地中間管理機構を巡る問題点と可能性

担い手支援予算の削減

戸別所得補償制度の廃止(←政権交代)

水稻作付水田:10aあたり15,000円→7,500円に半減

(←日本法人経営協会のメンバーが農水省に押し掛け抗議)

規模拡大交付金の廃止(←政権交代)

規模拡大10aあたり20,000円→廃止

規模拡大交付金の予算は地域集積協力金に振り替え

農地中間管理機構に農地を出してもらおうための補助金

(担い手支援予算→農地の出し手への予算へ)

(機構集積協力金は農地中間管理機構への農地貸付促進予算)

機構集積協力金の概要は次のスライドを参照

農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【予算額253億円】
(補正153億円/当初100億円)

地域に対する支援 (地域集積協力金)

【140億円】

- 1 交付対象者**
市町村内の「地域」
※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。
- 2 交付要件**
「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
※毎年度一定時点で判断
- 3 交付単価**
地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付(使い方は地域の判断)
2割超5割以下:2.0万円/10a
5割超8割以下:2.8万円/10a
8割超:3.6万円/10a
※27年度までの特別単価(=基本単価の2倍)(28・29年度は1.5倍、30年度は基本単価)

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金)

【65億円】

- 1 交付対象者**
機構に貸し付けることにより、
・経営転換する農業者
・リタイアする農業者
・農地の相続人
- 2 交付要件**
・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
・農地が機構から受け手に貸し付けられること
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)
- 3 交付単価**
0.5ha以下 : 30万円/戸
0.5ha超2ha以下 : 50万円/戸
2ha超 : 70万円/戸

農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

【45億円】

- 1 交付対象者**
機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、
・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
・所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者
- 2 交付要件**
・交付対象農地を10年以上貸し付け、
・かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- 3 交付単価**
2万円/10a
※27年度までの特別単価(=基本単価の4倍)
(28・29年度は2倍、30年度は基本単価)

※ このほか交付事務費として3億円

「地代の統一」は難しい
 「国策なので地代は平均相場」と言っている地域が多いのだが、実際は「条件は同じでも『土質の違い』という出し手もいる」(農林部)。また、「現状、地代の安い手に出す地を持っている出し手も多い。地帯が違って中間管理している間に地代を出すと土地の価値を壊しかねない」と、国策からの地代はゼロ円と地帯別に定めたところもある。(以下略)

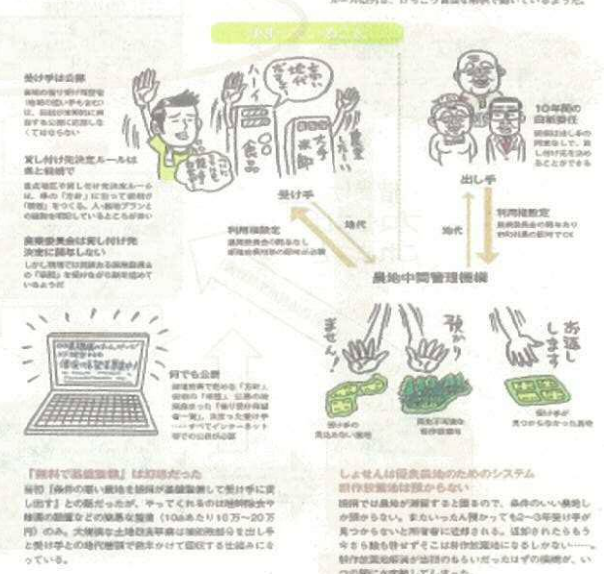


今のところ、国策型地帯別コース
 この国策でも今のところ、受け手の見直しのためにある程度は緩和が考えられている。国策ですべてに繋がっていないが、もともと集積推進人を立ち上げる予定だったところなど、既に地帯を細分化してしまふことで地帯が細く(見直し)はこれまでと変わらぬ。地域で話し合っただけで申身のある人、農地プランをつくっているところでは、国策の標準地帯はそれほど多くはならず、今後は地帯別コースが細くなる見込み。



- 農林部 集積導入企業からも応募があった
 4月に受け付け集積の公募を実施。集積の申請ははるかに増えて314社。応募総額は約4300万円の応募があった(新規導入企業17社を含む)。集積と関わりのない新規導入企業などが受け付け希望者になっている地域では、今後集積的に地帯の話し合いを進めていく予定。
- 国土省 村が独自に「農地バンク」設立?
 近半国では村は、農地バンク、集積などが進出し、国策でも進められる。集積推進や集積の進め方を積極的に「農地バンク」を設立。村が主体となって集積推進に力を入れる。
- 国土省 キヤベジ集積アップが旗と運動
 農地流動化が推進される中、キャベジの集積アップが旗となり、集積推進が加速している。集積推進は集積推進の推進力となる。キャベジ集積アップを推進する。集積推進の推進力となる。キャベジ集積アップを推進する。集積推進の推進力となる。

機構のしくみ



2. (8)農地中間管理機構を巡る問題点と可能性

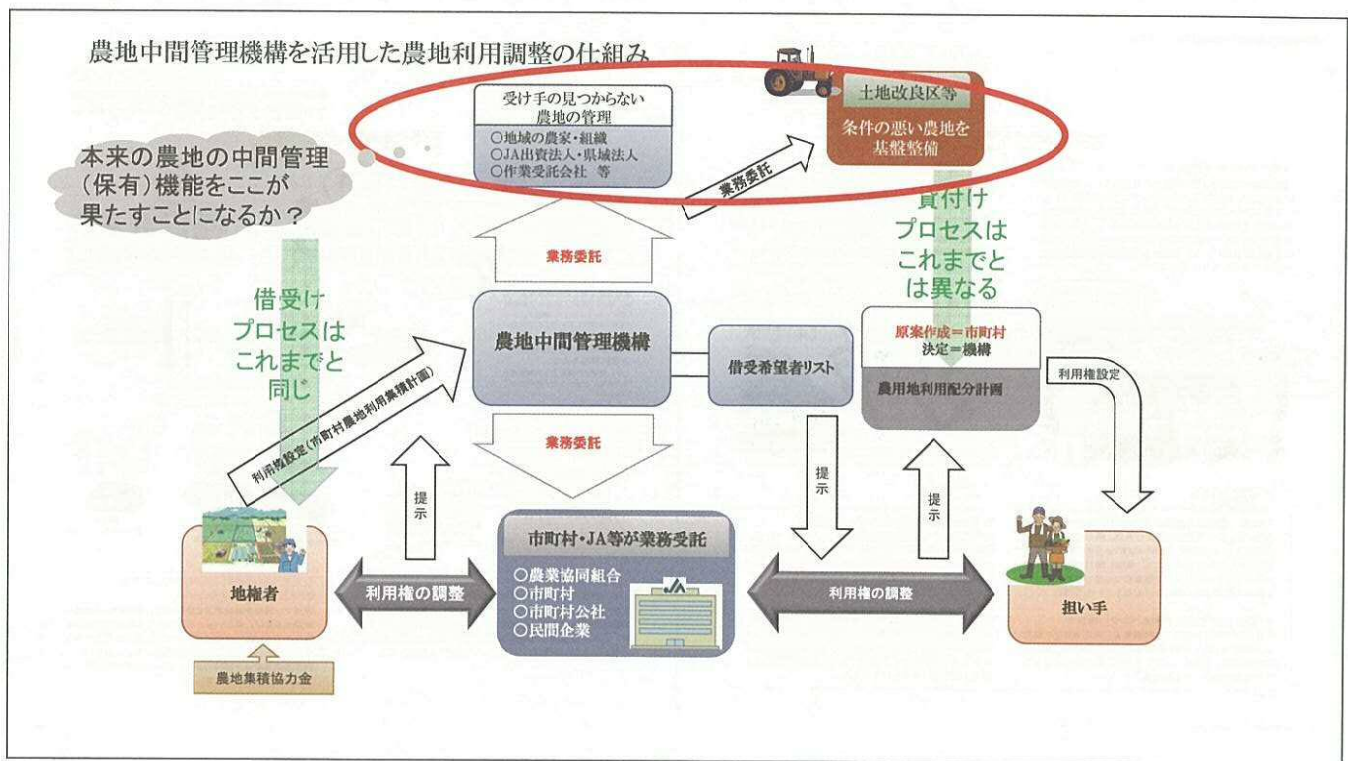
農地流動化は地元(政策から外された農協)が動くかどうか
 地元でこれまで築いてきた体制を使わなければ農地は動かない

農地保有合理化事業・農地利用集積円滑化事業の推進役は農協

	農地保有合理化事業		農地利用集積円滑化事業	
	2009年度		2011年度	
	件数	面積	件数	面積
全実施主体	38,205件	10,955ha	79,217件	31,802ha
うちJA	31,466件	7,815ha	59,504件	16,309ha
JA貢献度	82.4%	71.3%	75.1%	51.3%

注: 全中「JAグループ宮農・経済革新プラン」2014年6月、6頁。

農地中間管理機構から農協が業務委託を受けて農地集積を推進
 地元が集めた農地を農地中間管理機構が担い手に配分
 (次のスライドを参照)



2. (9)農地中間管理機構を巡る問題点と可能性

地域集積協力が抱える問題

既に借りている農地を農地中間管理機構に渡して、再び農地中間管理機構から同じ農地を借りたとしても地域集積協力が支給される

（←一旦は農地中間管理機構に農地を集めることが政策目標）

⇒「農業構造の改善に全く寄与していない「ばらまき予算」！」という批判

←交付された地域集積協力を地元でプールして役立てる必要性

地域集積協力は課税対象→補助金の受け皿（集落営農など）を組織しても税金がかかってしまう（←経営基盤強化準備金制度が使えない）

⇒「手元に残る予算が少ない（担い手の取り分がない）！」という批判

←農業が非収益事業（非課税）とされる社団法人を設立して対応するか

3. (1) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積 基礎にあるのは集落営農(人・農地プラン)

農地中間管理機構(都道府県に1つ)(農地集積バンク)

- ① 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化が必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け
- ② 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手(法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け
- ③ 農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理
- ④ 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進

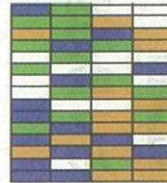
出し手

借受け

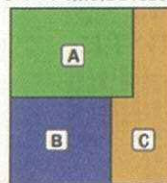
貸付け

受け手

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

資料：農林水産省作成

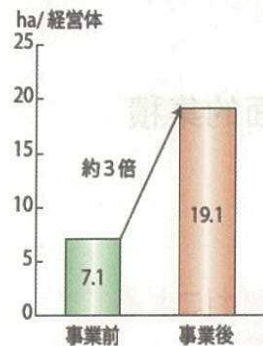
資料：農林水産省作成

3. (2) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積

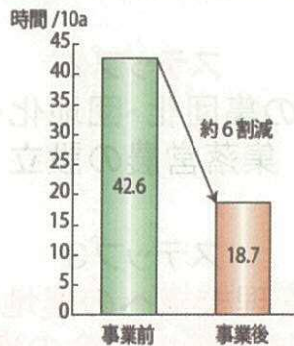
圃場整備は労働時間を短縮させてコストを下げる
「手間ひま金をかけない」営農体制構築の前提条件

可能ならば圃場整備とセットで進めたい人・農地プランの策定と集落営農の設立

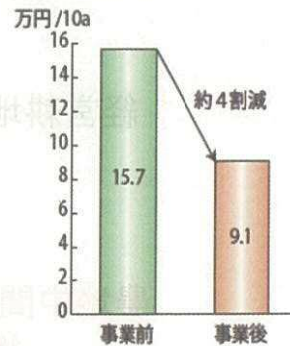
(地域の中心となる経営体の経営面積)



(水稻労働時間)



(水稻生産費)



資料：農林水産省調べ

注：平成15(2003)年から平成17(2005)年に圃場整備事業を完了した、全国208地区における平成21(2009)年現在の聞き取り調査結果による実績



熊本県荒尾市川登地区
 2013年5月に基盤整備事業を採択
 39haを3工区に分けて工事を推進
 総事業費5億7,900万円
 うち地元負担は12.5%の7,240万円
 農地中間管理機構への農地提供による集積協力を獲得
 農業競争力強化基盤整備事業を活用
 10人の担い手に75%の農地を集積
 農家負担のうち6,000万円が軽減される
 河川改修による公共用地買収で現金支払い「0円」
 で基盤整備を実施
 (日本農業新聞2015年1月18日付)

政府が一押しした熊本だったが農水省の機構の成績は40位にとどまる
 →重要なのは地元での地道な話し合い・中山間地域では集落営農が鍵を握る

3. (3)農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積

ステップ1

圃場整備のための話し合い
 人・農地プラン策定のための話し合い

ステップ2

経営耕地の集団化・団地化・面的集積
 集落営農の設立

ステップ3

農地中間管理機構への農地貸付による
 地域集積協力金の獲得
 →集落営農の財務基盤の強化へ

3. (4)農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積

農地中間管理機構の実績(抜粋)

単位:ha

機構の寄与度に基づく順位	県名	機構の転貸面積				機構からの転貸先の状況		
		うち新規集積面積				地域内の農業者		
		3月末までに権利が発生	3月末までに認可公告	3月末までに権利が発生	3月末までに認可公告	認定農業者・個人	認定農業者・法人	うち企業
1	富山	2311	2311	597	597	234	1983	284
2	福井	559	1054	402	402	94	396	0
3	秋田	1049	1049	722	722	512	499	30
4	新潟	1830	1831	1007	1008	782	692	3
5	岩手	2359	2359	956	956	443	1864	340
5	広島	380	380	223	223	28	348	44
10	山形	2173	2173	463	463	990	1011	99
13	滋賀	1863	1863	110	110	214	1577	113
—	都府県	20470	21687	7070	7335	5826	12547	1484

注:農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料」2015年5月

実績の高い県は集落営農に熱心に取り組んできたところが多い
 ←集落営農の設立は話し合い=人・農地プランがしっかりしている

3. (5)農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積

初年度実績No1をあげた富山県の取り組み—市町村との密接な連携—

全ての市町村で人・農地プランを作成(240プラン)

このプランで耕地面積の98%をカバー

校区単位でプランを作成(JAの旧支所単位)

プラン作成に際し全戸にアンケートを行う

貸付け予定農地をデータベース化→それを積み上げたプラン

「農地中間管理事業は目標ではなくツールでしかない」

プランも絶えず見直しを続けている

毎年8月に営農座談会を開催・JAと県が集落に行って話をする

担い手の高齢化が進んでおりこの次をどうするかが問われている

「10年頑張れる人をどうやってつくるかが課題」

当初と話が違うためお金が足りない(もっと実績はあげられた)

3. (6)農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積
実績があがっている東北の諸県—岩手と秋田—

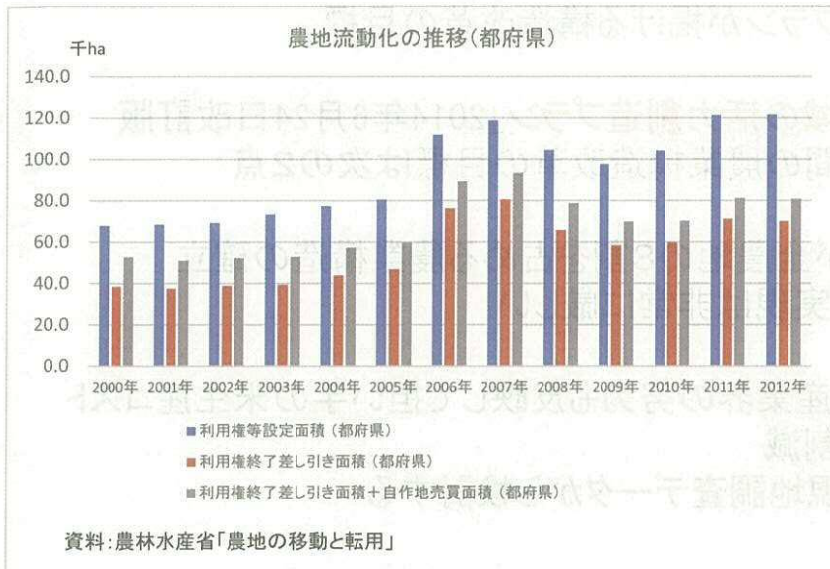
岩手は業務委託契約を全市町村と締結し推進チームを設置
農地コーディネーターを15人設置(JAのOB・人選が難しい)
地域農業マスタープランを内実のあるものとして動かしていく
集落営農の法人化が実績につながる(付け替えも認めた)
個別経営への農地集積も進み始めた(マスタープランに基づく)
市町村によって実績は大きくばらつく(これまでの取り組みが大きい)
土地改良区で大きく動いたところがある(夏川沿岸土地改良区)

秋田はこれまでの公社と農業委員会の関係がベースにある
JAが円滑化事業を頑張ってきたところ再生協議会に委託
現地相談員を設置(市町村推薦の地元のリーダーに委嘱・10人)
法人への農地集積と個人への農地集積の両方が進む
受け手のいない農地は登録だけで機構は借りない(中山間地域問題)
29のモデル地区を設定して理解に努めていく

3. (7)農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積

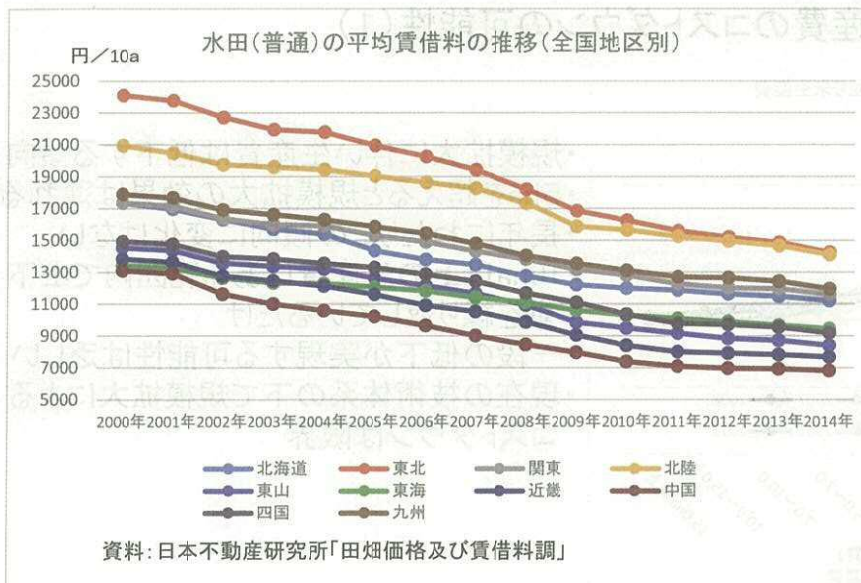
中山間地域でありながら初年度実績No5をあげた広島県の取り組み
集落法人(集落営農法人)の育成に長年にわたって取り組んできた
全てはこれまでの取り組みの延長線上(一朝一夕の成果ではない)
集落法人設立のためのアンケート調査→人・農地プランとなる
集落リーダー育成を県が進めてきた(集落リーダー養成講座)
集落法人がある圃場整備の進んだ水田地帯で機構の実績があがる
集落法人の新設(9法人)があると地域集積協力金の実績があがる
新たな農地集積がないと農地の付け替えは認めない方針で臨んだ
当初は農政局から「付け替えも認めなさい」という話があったが
広島は認めなかった→結果的にそちらで正解だった
利用権設の更新時に機構への付け替えが行われると予想
集落法人の設立を進めその数を増やしていくという方針が基本
集落法人の経営をどうやって発展させていくかが今後の課題

3. (8) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積



単年度で実績があがっても利用権は終了するので積みあがっていかない
 利用権設定を更新しながら新規の面積を増やしていかなければならない
 思ったほどに農地流動化は進まないもの

3. (9) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積



小作料は下落傾向
 担い手の規模拡大にとっては好条件だが
 2014年産の米価の下落はマイナスに作用
 担い手不足を懸念しなければ
 ならない状況を迎えている可能性がある
 (←集落営農で対応)
 (←JA出資法人も)

4. (1)水田大規模経営の到達点—どこまで規模拡大すればよいか—

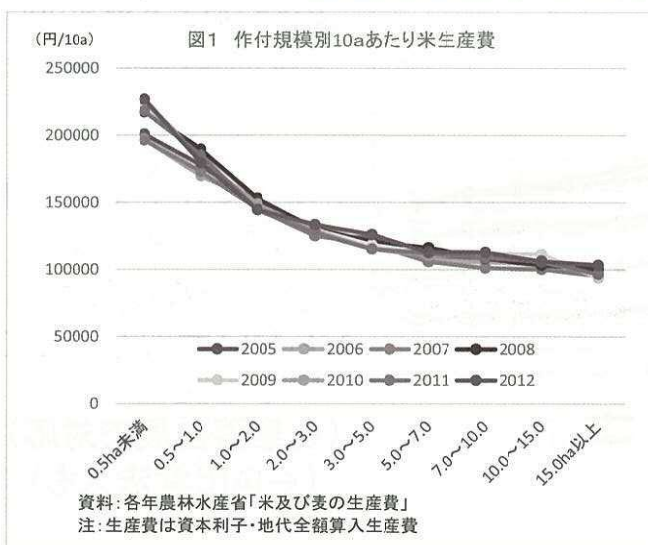
官邸プランが掲げる構造改革の目標

「農林水産業・地域の活力創造プラン」2014年6月24日改訂版
今後10年間の農業構造改革の目標は次の2点

- ①担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
←「1」で示したように実現は非常に厳しい
- ②資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米生産コストを現状全国平均比4割減
←これを政府統計と現地調査データから検討する

4. (2)水田大規模経営の到達点—どこまで規模拡大すればよいか—

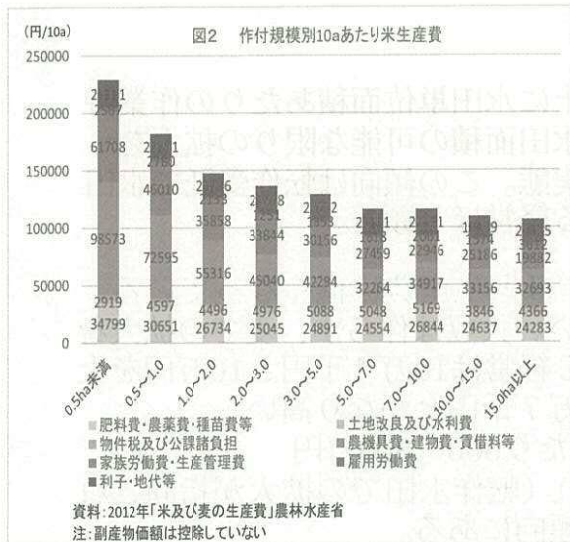
米生産費のコストダウンの可能性(1)



- ・規模拡大に伴い生産費は低下する傾向
- ・5haを超えると規模拡大の効果は薄れる
- ・長年にわたりこの傾向に変化はない
- ・10ha以上の生産費はある範囲内で上下動を繰り返しているだけ
- ・一段の低下が実現する可能性は乏しい
- ・現在の技術体系の下で規模拡大によるコストダウンは限界

4. (3)水田大規模経営の到達点—どこまで規模拡大すればよいか—

米生産費のコストダウンの可能性(2)



農機具費・建物費・賃借料等は規模拡大によって低下しているが5ha以上は下がっていない。肥料費・農薬費・種苗費等も3haを超えると2万円台となり、それ以降はほとんど変わらない。土地改良及び水利費、利子・地代等は経営規模と関係なく一定。唯一下がっているのは家族労働費。機械投資を行って労働力1人あたりの作業面積を拡大することで単位面積あたりの労働費の削減を図るとというのが大規模経営の基本的な行動。経営面積が拡大しても必要な機械施設がそれだけ増えてしまい、労働時間は多少減っても、なかなか生産費は下がらないという状況。15ha以上層は雇用労働費が3千円かかっている。家族労働力だけでは限界に達しており、一層の規模拡大には雇用労働力を入れざるを得ず、労働費のこれ以上の削減も難しい。稲作生産費が10aあたり10万円のラインを割り込むことはできない。この10aあたり生産費は稲作での水田管理に要する費用と考えることができる。万が一、米価が大きく下がり、生産費が償い切れなくなった場合に支給される補償支払い（直接支払い）の水準を検討するための基礎となる数字となる。

4. (4)水田大規模経営の到達点—どこまで規模拡大すればよいか—

大規模水田経営の水田10aあたりコストの実情(1)

表1 100haクラスの水田経営の概要と経営費

	A経営	B経営	C経営	D経営
労働力	家族4人 雇用1人	役員4人 雇用2人	家族2人 雇用5人	家族4人 雇用7人
経営面積	水田58ha	水田60ha	水田64ha	水田88ha
作付面積	水稲38ha 麦20ha 大豆4ha そば27ha	水稲57ha	水稲23ha 麦41ha 大豆40ha	水稲88ha
作業受託面積	稲刈30ha そば刈取35ha	期間借地60ha (麦60ha)	稲刈25ha 転作受託15ha	稲刈8ha
水田作業面積	123ha	120ha	100ha	96ha
売上原価	7360万円	6680万円	7970万円	8150万円
販売費及び一般管理費	2400万円	3440万円	2430万円	4000万円
費用計	9760万円	10120万円	10400万円	12150万円
水田10aあたり費用	7.9万円	8.4万円	10.4万円	12.7万円
主な農業機械	トラクター5台 田植機2台 コンバイン4台 乾燥機10台	トラクター9台 田植機3台 コンバイン6台 乾燥機5台	トラクター10台 田植機2台 コンバイン2台 乾燥機9台	トラクター4台 田植機3台 コンバイン1台 乾燥機4台

注1：雇用は常雇い

注2：水田作業面積は経営面積と作業受託面積の合計

注3：水田10aあたり費用は費用計を水田作業面積で除した値

4. (5)水田大規模経営の到達点—どこまで規模拡大すればよいか—

大規模水田経営の水田10aあたりコストの実情(2)

現状の理解

コストダウンはもちろんのこと、それ以上に水田単位面積あたりの作業時間の削減に努め、請け負うことのできる水田面積の可能な限りの拡大を図っているというのが大規模水田経営の実態。この傾向は転作受託で水田差作業面積の拡大を進めてきた歴史のある経営ほど顕著。

稲作以外の作物の作付面積が大きい経営ほど生産費は低くなっている。A経営は粗放的なそばの作付面積が大きい。大豆は作らず、麦での拡大を図るB経営。麦大豆転作をと行っているC経営は10万4千円と10万円を上回り、水稲しか作っていないD経営は12万7千円とかなり高い。

役員報酬や家族労働報酬の水準は1人あたり600～800万円

同じ大規模水田経営でも経営方針の違い（転作水田での拡大が指向されるほど）水田10aあたり費用は低くなる傾向にある。

4. (6)水田大規模経営の到達点

大規模水田経営の水田10aあたりコストの実情(3)

政策的示唆

水田面積の維持を政策目標とした場合、水稲以外の省力的な作物の作付面積を増やすことで10aあたり費用を抑制することは1つの選択肢。

「転作奨励を作っている」「捨て作り」となってしまう危険性は確かにあるが、転作推進のための助成金・交付金は実質的には水田維持のための直接支払いとして機能し、転作水田の集積を通じて水田農業構造の再編に寄与してきた。

飼料用米、米粉用米など米での転作への助成金が増額されるなか、大規模水田経営は転作で規模拡大を続けるか、米での転作に切り替えていくのかの岐路に立たされている。彼らの判断次第で、これまで築かれてきた麦大豆を中心とする転作体制は大きく変わってしまい、彼らがカバーできる水田面積が伸び悩んでしまう可能性もある。

4. (7)水田大規模経営の到達点—どこまで規模拡大すればよいか—

大規模水田経営の省力化の到達度と限界

表2 水稲10aあたり労働時間

	単位:時間		
	B経営	C経営	D経営
種子予措	0.5	0.2	0.2
育苗	1.7	3.0	0.7
耕起・整地	2.2	0.7	3.1
基肥・田植	0.9	0.9	1.1
管理	3.9	3.4	2.1
追肥	0.2	0.8	0.2
M取・脱穀	0.3	0.3	0.8
乾燥・調製	1.6	2.0	1.0
機械整備・修繕	—	—	2.4
計	11.3	11.3	11.7

注:管理は水管理、除草、防除などの合計

- ・費目によって凸凹はあるもののトータルすると11時間。
- ・機械作業は労働時間の短縮がかなり進んでいるが、**水管理、除草などの管理作業時間を減らすのは困難で、どこもこの労働時間が最も多い(管理労働時間は減らない)**。
- ・D経営は機械の整備・修繕を自前で行っており、それを差し引くと労働時間は9.3時間まで減少する(機械のメンテナンス費用の問題)。
- ・表示は省略したが、B経営の小麦の10aあたり労働時間は3.4時間、C経営の二条大麦は2.0時間、同じく大豆は2.1時間と水稲と比べて著しく短い。この転作物の労働効率の高さが100haを超える水田作業面積を可能にし、現在の大規模水田経営を成り立たせている。転作が米での転作に切り替わっていくと一層の規模拡大にとってはブレーキとして作用するかもしれない。

4. (8)水田大規模経営の到達点—どこまで規模拡大すればよいか—

- ①当面目指すべきは100ha規模の実現
 集落営農の設立が近道(圃場整備事業を契機とした設立)
 個別経営の場合は経営耕地の面的集積が不可欠(機構が機能するか)
- ②水田10aあたり生産費10万円を目指す
 大規模経営の場合は麦・大豆等の転作での拡大が有効(集落営農)
 個別経営の場合は飼料用米生産で米単作でのコストダウン
- ③管理労働時間をどのようにして引き下げるか
 集落全員での出役体制を維持できればそれにこしたことはない
 直播栽培の可能性
- ④機械施設のメンテナンス費用をどのようにして引き下げるか
 小規模な集落営農の連携・合併
 機械整備ができる人材を集落営農で抱え込む(人の集積を図る)

おわりに

農業構造は大きく変動しているが集落営農による嵩上げある
設立された集落営農を内実のあるものにしていくことが求められている

官邸主導による規制改革がこれまで地元で築き上げてきた体制を
破壊してしまう可能性(それを巡る政治的綱引き・農協バッシング)

農地中間管理機構を上手く活用する(圃場整備とセットでの集落営農設立)
取り組みのベースは集落であり人・農地プランであることに変わりはない

規模拡大によるコストダウンは限界(100ha規模でも10aあたり水田コスト
10万円を切るのは難しい)⇒「国境措置＋生産調整」or「直接支払い」

大規模経営は転作でかなりの面積を効率的にカバーしている
大規模経営でも経営規模に応じた対策が必要(飼料用米の導入)

東北は引き続き担い手への農地集積を進め100ha規模の大規模経営の育成
を進め、大規模な集落営農を実のあるものに発展させていくことが課題



「地域ので、活躍する担い手づくりを
すすめるためには・・・」

コーディネーター

(公社) 全国農地保有合理化協会

調査広報室長 深谷成夫氏

アドバイザー

東京大学大学院農学生命科学研究科

准教授・農学博士 安藤光義氏

パネリスト (4名)

栗原市 瀬峰地区循環型農業推進会議会長、

JA栗っこ代表理事専務 大内一也氏

角田市 農事組合法人 館島田生産組合

代表理事組合長 小野良雄氏

東北農政局 経営・事業支援部

農地政策推進課長 小関修一氏

(公社)みやぎ農業振興公社

理事長 高橋正道